

令和5年度第12回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和6年3月11日(月)			
招集場所	日南町役場 第2会議室			
開会時間	13時30分	閉会時間	16時45分	
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	2 番	天 崎 直 幸	7 番	足 立 進 也
	3 番	木 山 篤 志	8 番	糸 田 川 啓
	4 番	嶋 川 克 寿	9 番	福 田 英 夫
	5 番	大 塚 清 子	10番	梅 林 操
	6 番	塩 見 真 由 美		
出席推進委員	日野上	倉 光 伸 也	多 里	新 田 和 之
	山 上	坪 倉 幹 也	石 見	丸 山 栄 人
	山 上	妹 尾 重 寿	石 見	難 波 豊 治
	阿毘縁	岸 幸 利	福 栄	山 本 昌 樹
	大 宮	藤 原 恵 司		
欠席した委員	1 番	足 立 福 子		
議事録署名委員	2 番	天 崎 直 幸	3 番	木 山 篤 志
出席した職員	事務局長	高 橋 裕 次	主 事	山 田 祐 志

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報告事項	
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による届出について
5. 議 事	
議案第1号	非農地と判断した土地について
議案第2号	農業振興地域整備計画の重要変更について
議案第3号	農地法第2条第1項の規定による申請の決定について
議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第5号	中間管理権取得に関する勧告について
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について
6. 協議事項	
協議第1号	令和6年度 標準農作業賃金(案)について

7. そ の 他	
8. 閉 会	

開 会	高橋事務局長	定刻より若干早いですが、出席の委員の皆様お揃いになりましたので、令和5年度 第12回日南町農業委員会総会を開催いたします。開会にあたり、梅林会長よりご挨拶を頂戴いたします。
挨拶	議 長	<p>皆さんこんにちは。1月には今にも春になるのではないかという暖かい日陽気が続いておりましたが、3月に入り、春はまだまだ先に感じられます。</p> <p>先月22日に倉吉で農業委員会会長、事務局長会があり、出席してきました。まず、その席で皆さんにお願いいたしました、1月に発生した、石川県能登地方への災害支援金へ多くの支援をいただいたことへのお礼があり、皆さんにお伝えするようにとのことでした。</p> <p>会議の内容は令和6年度農業委員会関連予算、農業会議の事業計画予算について、農業委員会サポートシステムの現況地図の作成等の情報提供がありました。続いて研修会では全国農業会議所専務理事の稲垣氏による、食料・農業・農村基本法等をめぐる情勢と地域計画の策定について講演がありました。内容は、これまでの人・農地プランでは中心経営体に農地を集積していく方針でしたが、担い手や、中小規模の副業的な経営体、受託を受けて農作業を行う人と農業に携わる人だれもが主人公として目標地図に示していくことが目標地図の作成だということでした。</p> <p>次に、農林水産大臣政務官 参議院議員 舞立昇治氏の農政の展開方向についての講演がありました。日本の人口は現在約1億2500万人ですが、40年後の2065年には9000万人に減少する見込みということでした。今後世界的には人口が増加して100億人に向かって増えてくる中で、人口増による不安定社会情勢に安定的に食料の輸入が見込める状況にないので、食料供給困難事態対策法を制定し、異常気象等の兆候を捕捉した早期の段階から食料供給確保の措置を講じていきたいとお話がありました。以上を申し上げ、令和5年度第12回日南町農業委員会総会を開催いたします。</p>
	高橋事務局長	本日の欠席委員の報告をいたします。1番 足立農業委員より欠席届が出ております。よろしくお願いたします。
議事録署名 委員選任	議 長	日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、2番 天崎農業委員、3番 木山農業委員を指名した。
報告第1号	議 長	続いて報告事項に移ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。
	主 事	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてです。資料1頁からです。本日11件の解約がありましたので、報告させていただきます。</p> <p>番号1から4番までが、借受人がお亡くなりになられ、合意解約するも</p>

のです。番号1、農地の所在地が△△×××番地、田が1筆、面積が334㎡、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が△△市の〇〇〇 代表相続人 〇〇〇さん、令和3年1月1日から令和7年12月31日までの契約ですが、解約後は所有者が管理予定です。

番号2、農地の所在地が△△×××番地の他、田が2筆、面積合計が1610㎡、貸付人が△△の〇〇〇さん、令和4年1月1日から令和6年12月31日までの契約ですが、解約後は株式会社□□□が管理予定です。

番号3、農地の所在地が△△×××番地の他、田が2筆、面積合計が1343㎡、貸付人が△△市の〇〇〇さん、令和3年1月1日から令和7年12月31日までの契約ですが、解約後は所有者が管理予定です。

番号4、農地の所在地が△△×××番地、田が1筆、面積が、1477㎡、貸付人が△△市の〇〇〇さん、令和4年1月1日から令和6年12月31日までの契約ですが、解約後は所有者が管理予定です。

番号5から11番までが機構を通じて再契約するものです。番号5、農地の所在地が△△×××番地の他、合計8筆、面積合計9381㎡、貸付人が△△町の〇〇〇さん、借受人が農事組合法人□□□、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの契約ですが、解約後、機構を通じて再契約されます。

番号6、農地の所在地が△△×××番地の他、田が3筆、面積合計が2699㎡、貸付人が△△の〇〇〇 代表相続人 〇〇〇さん、借受人が農事組合法人□□□、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの契約ですが、解約後、機構を通じて再契約されます。

番号7、農地の所在地が△△×××番地の他、田が2筆、面積合計が1436㎡、貸付人が△△府の〇〇〇さん、借受人が農事組合法人□□□、平成27年9月10日から令和7年12月31日までの契約ですが、解約後、機構を通じて再契約されます。

番号8、農地の所在地が△△×××番地の他、合計10筆、面積合計が3524㎡、貸付人が△△の〇〇〇 代表相続人 〇〇〇さん、借受人が農事組合法人□□□、平成27年9月10日から令和7年12月31日までの契約ですが、解約後、機構を通じて再契約されます。

番号9、農地の所在地が△△×××番地の他、合計11筆、面積合計が9110㎡、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が農事組合法人□□□、令和2年1月1日から令和6年12月31日までの契約ですが、解約後、機構を通じて再契約されます。

番号10、農地の所在地が△△×××番地の他、田が3筆、面積合計が2613㎡、貸付人が〇〇〇さん、借受人が農事組合法人□□□、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの契約ですが、解約後、機構を通じて再契約されます。

番号11、農地の所在地が△△×××番地の他、田が3筆、面積合計が7283㎡、令和2月3月10日から令和7年3月10日までの契約ですが、解約後

		機構を通じて再契約されます。以上です。
	議長	報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
議案第1号	議長	議案第1号 非農地と判断した農地について事務局お願いします。
	主事	<p>議案第1号 非農地と判断した農地についてです。資料7頁をご覧ください。農地利用状況調査により次の農地を農地法第2条第1項の規定する農地に該当しないと判断したので、本委員会の承認を求めるものです。</p> <p>土地の所在地が△△×××番地、1筆、64㎡、△△×××番地の他12筆、24128㎡、△△×××番地の他3筆、8637㎡、△△×××番地の他3筆、2086㎡、合計22筆、面積合計34915㎡です。田から原野が2筆、1843㎡、畑から原野が6筆、27476㎡、農地介在原野から原野が14筆、5596㎡となります。</p> <p>資料8頁から一覧表になります。1番、△△×××番地、所有者が〇〇〇さんです。</p> <p>2番から14番、△△×××番地他、所有者が〇〇〇さん、〇〇〇さん、〇〇〇さんです。</p> <p>15番から18番、△△×××番地他、所有者が〇〇〇さんです。</p> <p>19番から22番、△△×××番地他、所有者が〇〇〇さんです。</p> <p>資料10頁から町内位置図、中間図、現地確認写真をつけておりますので、ご確認いただけたらと思います。</p> <p>また、基盤整備地については8年以上経過していれば、転用等が可能となっております。以上です。</p>
	議長	議案第1号について説明が終わりました。農地部会からのご意見がありますか。
	木山農業委員	継続的に審議しており、今後の手続きもありますので、非農地通知で問題ないと思います。
	議長	皆さんからご質問、ご意見がございますか。 (丸山農地利用最適化推進委員挙手) 丸山農地利用最適化推進委員。
	丸山推進委員	<p>19番から22番△△の農地について、残土置き場としての協議は進んでいるということだと思いますが、農業委員会がどのように関わって判断しないといけないかということでこの議題が出ていると思います。</p> <p>資料7頁の「農地利用状況調査により農地に該当しないと判断した」という一文があります。いつ誰がどのように判断したのかわからない。非農地通知を反対しているというわけではありません。ただ、この農地を見て、原野だという人はいないと思います。ただ、現在は畦畔の一部が崩落して水が張れない状況ではあります。ただ、農地イコール水田というわけではないと思います。畑地としても活用することはできます。耕作放棄地も増えてきますので、こういった状況も仕方のないことではあると思います。</p> <p>残土置き場として転用するために文書を作っておるようにはしか思えない。余計なことを言わずに黙っておればいいのかもかもしれませんが無理があ</p>

	<p>ると思います。そういったことを踏まえたうえで、農業委員会として判断しないといけないと思います。</p>
高橋事務局長	<p>7 頁の農地利用状況調査は毎年農業委員、推進委員の皆さんに行っていたいただいております農地パトロールにおいて遊休農地の確認を行っております。その後、土地所有者への利用意向調査の内容に基づいて、今後農地として管理する意思がない農地について非農地通知をもって非農地とすることができる制度です。今回の 22 筆については前回総会で、概要を説明させていただいている内容です。△△地区の農地につきましては、合同会社による残土処分場のための用地買収の協議が進められています。また、△△地区の農地につきましては、□□□組合において森林植樹計画に基づく採種園用地として整備を行うための土地の取得となります。△△地区の農地については所有者の方の墓地移設による相談案件です。</p> <p>いずれの案件についても目的がある内容ですので、本来ですと、転用の手続きが必要です。なぜ、非農地の判断をしたかということですが、まず、それぞれの事業体で進んでいる案件であり、所有者の方との用地買収についても進んでいる状況です。仮に今後、農地に復元したとしても耕作する見込みがないという判断の中で非農地通知の発出させていただきました。また、現在の耕作管理状況を確認した限り、適正に管理できていない状況が見受けられました。この案件について非農地通知の手続きが適正でないということは承知しております。また、今回の案件は基盤整備地となっており、農振農用地区域となります。農振農用地区域内の転用は原則できません。圃場整備地については 8 年以上経過している場合は非農地として判断することができるという指針があります。非農地として判断したらすべての農地が農振除外になるかというわけではありません。本件においては今後の利用が明確であることを踏まえ、次の議案で農業振興地域整備計画の重要変更について上程させていただきたいと思います。この内容については鳥取県西部総合事務所の担当者と協議しており、概ね農振除外の内諾はいただいております。本件の非農地の取り扱いにつきましては様々なご意見があるとは思いますが、ご理解をいただきたいと思います。また、2 月総会終了後に各地区農業委員、推進委員立会いで現地確認を行っております。以上です。</p>
丸山推進委員	<p>この案件に反対するものではありません。ですが、賛成する中に非農地を理由にしたものではないということを知っておいていただきたいと思います。</p>
倉光推進委員	<p>(倉光農地利用最適化推進委員挙手)</p> <p>資料 23 頁に△△地区の地図がありますが、×××番地については㉑ではなく㉒だと思います。</p>
主 事	<p>申し訳ありません。23 頁の資料㉑が 2 か所ありますが、×××番地のところは㉒の間違いです。訂正お願いいたします。</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案</p>

		第1号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第1号は承認された。
議案第2号	議 長	議案第2号 農業振興地域整備計画の重要変更について事務局お願いします。
	主 事	<p>議案第2号 農業振興地域整備計画の重要変更についてです。資料27頁からです。農業振興地域の整備に関する法律第13条による計画の変更について同法施行規則第3条の2第2項の規定により意見の求めがあったので、審議を求めるものです。農業振興地域整備計画の変更理由として、経済事業の変動その他情勢の推移のため農用地区域から除外するものです。先ほどの非農地通知の農地となりますが、22番については農業振興地域区域外となりますので、1番から21番までが対象農地となります。8番から20番まで△△と記載しておりますが、△△です。資料の訂正をお願いいたします。</p> <p>【資料30頁について除外後の計画、概要、関係機関との調整状況を説明。資料32頁から位置図、中間図、字切図、35頁から事業概要の資料。】</p> <p>【資料40頁、41頁について除外後の計画、概要、関係機関との調整状況を説明。資料43頁から位置図、中間図、字切図、47頁から事業概要の資料。】</p> <p>【資料51頁について除外後の計画、概要、関係機関との調整状況を説明。資料53頁から位置図、中間図、字切図、56頁から事業計画の資料。】</p>
	議 長	<p>議案第2号についてご質問、ご意見がございませうか。</p> <p>(2番 天崎農業委員挙手) 2番 天崎農業委員</p>
	天崎農業委員	参考までにお聞きしますが、36頁の開発事業計画の土地等の概要の全体面積が240,693㎡ですが、権利別面積の欄に使用貸借等240,693㎡と記載してありますが、貸借なのか売買なのか。
	高橋事務局長	天崎農業委員からの質問ですが、購入されると伺っております。登記上農地となっており、農地の売買については農業委員会の許可が必要となります。今回は農地として利用する意向がないということと、土地の契約については概ね協議が済んでいるそうです。
	嶋川農業委員	<p>(嶋川農業委員挙手)</p> <p>先ほどの説明ですと、農地は購入されるということですよ。その他山林等は。</p>
	高橋事務局長	先ほどの説明は農地に関するものです。今回の事業計画は基本的に山林が中心になると思います。山林については確認しておりません。改めて確認いたします。
	議 長	<p>その他、議案第2号についてご質問、ご意見がございませうか。無いようですので採決に移ります。議案第2号について賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第2号は承認された。</p>
	議案第3号	議 長

	主 事	<p>議案第 3 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による申請の決定についてです。資料 59 頁からです。本日 2 件、2 筆、990 m²の非農地申請が出ております。資料 60 頁、申請番号 1、農地の所在地が△△×××番地、田が 1 筆、面積が 867 m²、土地所有者が△△の〇〇〇さん、非農地の事由として針葉樹の成長により日陰となり、また一つ一つの農地が狭小のため農地利用が難しく、20 年以上耕作をしておらず、今後も活用の予定がないということです。</p> <p>申請番号 2、農地の所在地が△△31-1 番地、田が 1 筆、面積が 123 m²、土地所有者が△△市の〇〇〇さん、非農地の事由として所有者である〇〇〇さんは町外に転出し、狭小地であるため耕作者もおらず、20 年以上耕作をしておらず、今後も活用の予定がないということです。</p> <p>資料 61 頁から町内位置図、中間図、位置図、現地写真をつけております。以上です。</p>
	議 長	<p>議案第 3 号について説明が終わりました。農地部会からのご意見がございいますか。</p>
	木山農業委員	<p>非農地で問題ないと思います。</p>
		<p>(東日本大震災) 黙禱により一時中断</p>
	議 長	<p>その他、議案第 3 号についてご質問、ご意見がございいますか。無いようですので議案第 3 号について妥当と認める方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。</p>
議案第 4 号	議 長	<p>議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局お願いします。</p>
	主 事	<p>議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。資料 69 頁からです。本日は 2 件、14 筆、11646 m²の所有権移転の申請があります。</p> <p>申請番号 1、農地の所在地が△△×××番地の他、合計 3 筆、面積合計が 1763 m²、譲渡人が△△の〇〇〇さん、譲受人が△△の〇〇〇さん、贈与での所有権移転と伺っております。</p> <p>申請番号 2、農地の所在地が△△×××番地の他、合計 11 筆、面積合計が 9883 m²、譲渡人が△△の〇〇〇さん、譲受人が△△の〇〇〇さん、同一世帯家族間での贈与と伺っております。×××番地については〇〇〇ほか 25 名の共有名義の持ち分について所有権移転をされます。</p> <p>資料 72 頁から町内位置図、中間図、現地写真をつけております。76 頁緑の丸印の位置がずれていますので、修正をお願いします。</p>
	議 長	<p>議案第 4 号についてご質問、ご意見がございいますか。</p> <p>(倉光農地利用最適化推進委員挙手) 倉光農地利用最適化推進委員。</p>
	倉光推進委員	<p>申請番号 2 の共有名義の土地ですが、79 頁に航空写真の位置図がありますが、〇〇〇さんの持ち分面積が 95 m²という解釈でいいでしょうか。</p> <p>図面と面積があまりにも違いすぎるように思います。</p>

	主 事	79 頁の位置図は他の地番と被っているように見えますが、数字の被っていない色のついている部分です。実際に〇〇〇さんの持ち分がどこにあるかということとはわかりません。
	岸推進委員	切図と現地が合っていないところはたくさんありますので、×××番地が共有分という解釈でいいということですよ。
	嶋川推進委員	切図に当てはめたときにこの地番がこの位置にあると理解するしかないと思います。
	議 長	その他、議案第 4 号についてご質問、ご意見がございませうか。 (丸山農地利用最適化推進委員挙手) 丸山農地利用最適化推進委員。
	丸山推進委員	農地法第 3 条は農地を譲渡することが適当かどうかを判断するものだと思います。下限面積要件は撤廃されましたが、農業者でないといけないという要件はあると思います。何を以て判断するのか。譲受される人がきちんと農地を管理するということがわかるものが必要だと思ひます。地元の方はよくわかるが地域外の方についてはわからない人も多ひです。 事務局にお願いしたいことは農地を受けられる方の情報提供をお願いしたいと思ひます。でないで譲受される人が本当に農地を管理することができるかどうかの判断ができないと思ひます。 農地部会で事前協議をされていると思ひますが、その内容を総会でも共有していただきたいと思ひます。
	主 事	農地法第 2 条、第 3 条については農地部会での事前協議を受けて総会に上程しています。内容によっては去年から内々で協議している案件もあります。 譲受される方がきちんと農地管理ができるかというところについては、先ほどの説明が足りなかった部分もあると思ひますが、70 頁の経営面積をご覧いただければと思ひます。〇〇〇さんについては主に△△地区で営農を行っておられ、1803 m ² の自作地があります。〇〇〇さんについては家族間での贈与となり、10577 m ² の自作地があります。今回所有権移転、営農が可能かという判断の材料にはなるかと思ひます。
	丸山推進委員	去年から部会で協議をしているという話がありました。先月農地部会が行われているようですが、私は対象地区でないで理解して部会に参加していません。内々でということですが、そこをきちんとルール化してほしいと思ひます。 農地法第 3 条については農地を適切に管理することができるかどうかという情報が十分に提供されていないように感じます。 他の案件もありますので、その他のところで発言したいと思ひます。
	議 長	その他、議案第 4 号についてご質問、ご意見がございませうか。 無いようですので議案第 4 号について妥当と認める方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。
議案第 5 号	議 長	議案第 5 号 中間管理権取得に関する勧告について事務局お願いしま

	す。
主 事	<p>議案第 5 号 中間管理権取得に関する勧告についてです。資料 85 頁からです。農地法第 36 条第 1 項に基づき農地中間管理機構による農地中間管理権の取得に関して協議することを勧告するものです。</p> <p>農地所有者は〇〇〇さん、勧告の理由として周辺で農業を営む者から〇〇さんが管理する農地に対して営農に支障が生じるおそれがあるとの申出がありました。令和 5 年 8 月 8 日に実施した農地パトロールにおいて管理が不十分であることを確認し、その後、令和 5 年 9 月 1 日付で農地の利用意向について照会したが、意思表示がないことから勧告するものです。</p> <p>農地の管理については地域の担い手経営体にて耕作管理が可能である意向を確認しており、2 ヶ月以内に農地中間管理機構との協議が整わなかった場合、農地中間管理機構が都道府県知事に対し農地中間管理権の設定に関して裁定を申請することができるものです。資料 87 頁に農地の所在地、農地中間管理権の設定についての一覧をつけております。</p> <p>資料 88 頁から位置図、中間図をつけております。以上です。</p>
議 長	<p>議案第 5 号についてご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(倉光農地利用最適化推進委員挙手) 倉光農地利用最適化推進委員。</p>
倉光推進委員	<p>土地所有者との協議ができなかった場合には 87 頁の一覧表のとおりになってしまうということで、現在は管理ができていないからということですか。</p>
主 事	<p>87 頁の一覧表は中間管理権を設定する案として考えていただけたらと思います。表にある経営体が管理しているわけではありません。</p>
高橋事務局長	<p>補足をさせていただきたいと思います。本案件についてはご承知の方もおられるとは思いますが、町内で林業事業体として経営をされておられた〇〇〇さんです。経過として昨年 1 月にご本人から農地の賃貸借契約の合意解約について相談があり、地元農業委員、推進委員の方と協議し、借りておられた農地については合意解約の手続きを昨年総会において報告させていただき、その後、地元の経営体で管理していただいております。ご本人所有の農地について残っている状況です。5 月以降、ご本人と連絡が取れず、急なことであったために〇〇〇さんが管理される自作地をどうするのかということを経元としても協議をされました。〇〇〇さん所有の農地については中山間直接支払制度の対象農地に該当しており、地元としては勝手に耕作管理できないが、最低限の管理をし、交付金の返還対象にならないようにしようと取り組みをされたということを知っております。</p> <p>ただ、現在の状態ですと今後、耕作管理することが難しい農地という判断をさせていただきました。それにあたり、本人の意向確認を行うため、日南町で確認ができる範囲の住所に文書を郵送しております。また、〇〇〇さんのご姉妹にも意向確認を試みましたが、結果お返事がいただけませんでした。</p> <p>意向確認照会の 6 ヶ月が経過した 3 月以降にこの勧告書を出させていた</p>

		<p>だくという流れとなります。</p> <p>この農地については〇〇〇さんの自作地すべてが一覧表にあるわけではありません。地元で管理が可能である農地のみとなります。中山間直接支払制度の5期対策が終了までは最低限維持されるとお聞きしております。また、今年度の作付け計画も進めておられると伺っており、中間管理権取得を前提に地元では協議をしておられますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。</p>
	議 長	<p>議案第5号についてご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(4番 嶋川農業委員挙手) 4番 嶋川農業委員。</p>
	嶋川農業委員	<p>今回勧告書を出しても本人から連絡はないのではと思われそうです。地元が耕作管理していくということになっていくように感じますが、土地の管理上問題ないということでしょうか。</p>
	高橋事務局長	<p>現在、地元で耕作管理を行うということで進めておられます。ご本人にお渡しする勧告書関係書類は内容証明をつけて確認を取りたいと思っております。地元では正式な契約ができていないということで、2月に農家の皆さんに配布しております、営農計画書については白紙の状態です。中間管理権を取得されたのちに正式に営農計画に挙げていくようになります。そのあたりについては地元でも協議を進めておられます。</p> <p>現在、ご本人の意向確認もできていない、地元の方のお話を伺ったところ、所有の農機具等も見られないということです。今後農業はできないではないかということ踏まえ、このような形で農地の管理を進めさせていただきたいと思っております。</p>
	議 長	<p>その他、議案第5号についてご質問、ご意見がございますか。</p> <p>無いようですので議案第5号について妥当と認める方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。</p>
議案第6号	議 長	<p>議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。</p>
	主 事	<p>議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答についてです。資料91頁からです。利用集積等促進計画(案)総括表を92頁につけております。本日は機構を通じた新規の契約が11件、その内相対からの更新が6件です。3月の利用権設定移動合計は71筆、面積は99,333㎡です。93頁に集計表をつけております。配分率は100%です。</p> <p>94頁から詳細になります。申請番号1、農地の所在地が△△×××番地の他合計4筆、面積合計は5,186㎡、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が△△の農事組合法人□□□、水張反当◇◇◇円、令和6年5月1日から令和11年3月31日までの4年11ヶ月の契約です。</p> <p>申請番号2、農地の所在地が△△×××番地の他合計8筆、面積合計は</p>

		<p>14,793㎡、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が△△の農事組合法人口口口、水張反当◇◇◇円、令和6年5月1日から令和11年3月31日までの4年11ヶ月の契約です。</p> <p>申請番号3、農地の所在地が△△×××番地の他合計2筆、面積合計は1,162㎡、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が△△の農事組合法人口口口、水張反当◇◇◇円、令和6年5月1日から令和16年12月31日までの10年8ヶ月の契約です。</p> <p>申請番号4番、5番は相対からの再設定の契約になります。</p> <p>申請番号6番から11番までは先ほど合意解約の報告をしました、相対からの付替となります。</p> <p>資料100頁から賃借権を受ける者の農業経営状況の資料をつけておりますので、ご確認お願いいたします。以上です。</p>
	議長	議案第6号についてご質問、ご意見がございませうか。
	議長	その他、議案第6号についてご質問、ご意見がございませうか。無いようですので議案第6号について妥当と認める方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。
協議第1号	議長	続いて協議事項に移ります。協議第1号 令和6年度 標準農作業賃金(案)について事務局お願いします。
	高橋事務局長	<p>協議第1号 令和6年度 標準農作業賃金(案)についてです。資料109頁からです。前回総会でも農作業賃金見直しについてお話をさせていただき、農政部会で協議しております内容を提案させていただきます。</p> <p>賃金の見直しについては昨今の社会情勢、物価高騰等を考慮して見直すもとなります。以前より、毎年農業委員会が出している現在の標準農作業賃金では経営が厳しいとのご指摘をいただいております。</p> <p>本町の賃金形態につきましては、大幅な改定が行われたのは、平成25年から26年にかけて行われたようです。それ以降消費税増税に伴う見直し、最低賃金改定による見直しが行われてきましたが、大幅な改定につきましては、10年近く行われていない状況です。</p> <p>改定を行うところを太字で表示しております。表の上から、農作業を1日から時間単価に変更、それぞれの項目についても金額を変更、フレールモア、ハーベスターについては項目の廃止、糶摺り、乾燥に色彩選別を加えた金額に変更、色彩選別のみ単価を追加しております。</p> <p>A3の資料が先月農政部会にて協議をした内容です。令和5年度比較アップ率を示しておりますが、このアップ率については町内事業体のご意見、聞き取り等で約1割から2割上乘せしておられるという実態があります。依頼者のご意見等もあると思ひますが、この金額を目安に双方で協議をしていただきたいと思ひます。補足等ありましたら、農政部会 糸田川委員からお願いできればと思ひます。</p>
	糸田川農業委	<p>(糸田川農業委員挙手)</p> <p>標準農作業賃金については昨年から協議をしてきました。近隣の市町村</p>

員	<p>だけではなく、全国のデータについても調べております。</p> <p>現在の社会情勢等を考慮し、賃金を上げないと経営体を持たないというのが現状です。8時間当たりでの表記について現在の時代には合わない表記の仕方だと思い1時間当たりでの表記に変更しております。短時間であっても、どの金額で支払うかということを示さないと現状に合わないと思います。また、農協の担当者の方にも協議に参加していただき検討しております。最低価格が◇◇◇円になってきているのが現状です。むしろ経営体としてはこの単価以上の金額を払わないと作業ができないというのが現状です。秋作業については情勢がどうなるかわかりませんが、現状ではこの金額でお示ししていきたいと考えております。以上です。</p>
議長	<p>協議第1号についてご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(3番 木山農業委員挙手) 3番 木山農業委員。</p>
木山農業委員	<p>色彩選別機の単価◇◇◇円の根拠はどこにあるのか。自分の農事組合法人は◇◇◇円でしております。</p>
高橋事務局長	<p>色彩選別機の単価についてですが、町内の大規模経営体の単価をそのまま参考にさせていただきました。単価の乖離があるということですが、この価格については一つの目安として、必要に応じて秋作業等の見直しもさせていただくこともあると思います。そのあたりを加味していただけたいと思います。</p>
糸田川農業委員	<p>事務局からの説明もありましたが、単価の乖離があるということ、各経営体で独自の金額で作業をされているということも承知しております。色彩選別なしの単価もあったほうがいいのかという意見もあります。今後の社会情勢を加味して、現状この金額で示していきたいと思います。ライスセンターの価格もありますので、秋作業についてもその時の金額をお示しできたらと思います。</p>
倉光推進委員	<p>地元の農地ではドローンの防除をお願いしており、薬剤は請負者でお願いしております。できれば双方で協議という表記に変更していただきたいですし、ドローンの防除を契約されておられる方はどのような契約をされておられるのか教えていただきたいと思います。薬剤を準備するとなると難しいところもあります。</p>
議長	<p>薬剤費は依頼者負担で問題ないのでは。</p>
嶋川農業委員	<p>指定薬剤の場合は依頼者が準備しないといけないかもしれませんが、大体同じ薬剤を使用しておられると思います。そういったのは業者がストックしておられると思います。</p>
糸田川農業委員	<p>(8番 糸田川農業委員挙手)</p> <p>実際に請負をしておりますが、なぜ、薬剤費は依頼者負担でないのかということ、薬剤の種類によって単価が違います。1町分準備ということもありますので、費用は依頼者負担という表記にしております。</p>
倉光推進委員	<p>わかりました。</p>

	議 長	<p>協議第 1 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので令和 6 年度標準農作業賃金ついてこの金額で行きたいと思います。</p> <p>公表方法はホームページに掲載、チャンネル日南の文字放送、3 月発行の農業委員会だより「いなほ 84 号」に掲載したいと思います。</p>
協議その他	議 長	<p>その他協議事項がありますでしょうか。</p> <p>(丸山農地利用最適化推進委員挙手) 丸山農地利用最適化推進委員。</p>
	丸山推進委員	<p>農業委員会の事務について地域の方から、どうなっているのかということをよく聞かれます。前回総会でも報告をいただいておりますが、それ以外にもまだあると思います。ルールを作ってみんなで共有できる仕組みを作る必要があるのではないかと思います。事務局任せでなく、農業委員もチェックしていく必要があると思います。その中で、方針を出していただきたい案件があります。</p> <p>まず、農地法第 2 条の非農地申請、農地法第 3 条の所有権移転申請が出た場合、事前指導を行った結果、申請書を事務局が受理する流れだと思います。本来は受付印を押して、受理しているのだと思います。その受理した書類を何日間以内に処理しないといけないという規定があるのかわかりませんが、まず、受理簿のようなものを作って管理してほしいと思います。</p> <p>その申請書を受けて、農地部会にかけてほしいと思います。先ほどの 3 条の案件(〇〇〇さん)は農地部会にかかっていないように思います。自分は担当地区ですが、呼ばれていませんので行っていません。</p> <p>少なくとも、毎月総会がありますので、総会上程前の部会も開催できると思います。総会で協議できないことも部会で事前に協議したうえで総会に上程して、可否の決定を行う流れだと思います。その結果を申請者に通知しないといけないと思います。農業委員会の委員もそこまでチェックしないといけないと思います。それを踏まえてですが、去年、農地部会で事前協議した案件ですが、△△の〇〇〇さんが△△の〇〇〇さんの農地を譲り受けたいということで申請があったと思います。その時農地部会では難しいという意見があったと思います。申請者との事前協議がしっかり行われていれば、申請もなかったのかもしれませんが、その後、農地の関係者の方から、「農業委員会が許可しなかったから。」「なぜ許可が出なかったのか」ということを聞かれました。自分も決まったという認識がなかったのですが、総会で諮られていないように思います。申請した方はどういったやり取りがあったかわかりませんが、許可にならなかった。という認識でおられます。総会にかけて可否の決定を出していないということであれば、不作為ということを言われても仕方ないのではないかと。事務局としては保留にしているということかもしれませんが、どういった条件で保留になっているのか、保留が解かれる条件は何か。法に基づいて処理すべきだと思うが、実際に申請者に表立って不利益がないので、大きな問題にはなっていないが、不適切な事務処理となる恐れがある事例だと思います。</p>

	<p>まず、事務処理をしっかりとってもらうことと、先ほど話をした案件はどう処理されるのかをお聞きしたい。</p> <p>また、農地部会と農政部会の役割についてもどういった位置づけになっているのかわかりにくい。</p>
議長	<p>丸山推進委員からの意見であります、事務の流れ、農業委員会の流れは仰る通りだと思います。</p>
高橋事務局長	<p>丸山推進委員からお話がありました件は、最もだと思っております。農地の売買、権利移動等については農地部会で事前協議を行うということは、令和4年7月総会において会長から提案いただき、それ以降の案件については農地部会で諮ったうえで総会に上程するルールを示させていただいていると思います。総会案内通知にも次の総会上程案件を踏まえ、農地部会開催のご案内をさせていただいております。</p> <p>改めて、確認をさせていただきますが、農地法第2条、農地法第3条等、農地の案件については農地部会にて内容を、事前協議をさせていただいて次回総会に上程するという流れで進めたいと思っております。農地部会参集範囲は農地部会委員、担当となる地区の農業委員、推進委員の方にご出席していただきたいと思っております。</p> <p>また、事務処理についてご提案いただきました、流れが良いと思っております。本来ですと、自分がすべての案件を掌握しておかないといけないものではありませんが、把握できていないものがあるのも事実です。そのあたり、どのように進めるのか今後の対策について町長はじめ執行部からも指示を受けておりますので、一度整理をさせていただいて、委員の皆様にはしっかり伝わるように系統立てていきたいと考えております。</p> <p>また、総会後の承認についても申請者の方にはもちろん、委員の皆様にお伝えしないとイケないと考えております。</p> <p>丸山推進委員からお話のありました、案件については所有権移転が可能となる農地については非農地証明で進めさせていただき、それ以外で所有権移転ができない農地については現在管理していただいている経営体で引き続き管理していただくということでもって当時確認しているという認識でおります。そこが十分に経営体の方にも伝わっていないということであれば、改めてお伝えしたいと思っております。委員の皆様にも説明が不足している、地域の方からどうなっているのかということでもありましたら、事務局から現在の状況等について説明させていただきたいと思っております。また、一緒になって農地に関する手続きについて業務をさせていただきたいと思っております。</p> <p>全体的な対応につきましては、ご相談させていただきながら、ご提案させていただきたいと思っております。</p>
丸山推進委員	<p>よろしくお願ひします。</p> <p>〇〇〇さんと〇〇〇さんの申請案件は受理されて、どういう状態なのか。その案件はどうされるのか。</p>

高橋事務局長	<p>〇〇さんと〇〇〇さんの申請書類は受理しており、農地部会で協議しておりますが、総会に上程できていません。もう一度内容を確認させていただいたうえで対応が速やかにできるものであれば、来月総会に上程するように事務を進めていきたいと思っております。そうでない場合には地権者さんにもきちんとお伝えし、担当地区委員の皆様にもお伝えしたいと思っております。今一度、内容を確認させていただきたいと思っております。</p>
議長	<p>〇〇さんと〇〇〇さんの案件については農地部会で協議しております。現在の状況では〇〇〇さんが農地を取得することができないという結論になっております。その後、申請者にどのように通知しているのか把握はしていません。</p>
主事	<p>担当としまして、詳細がお伝えできていないことについて申し訳ないと思っております。申請者である〇〇〇さんには、〇〇〇さんが農地を取得することができないということをお伝えしております。文書で伝えたわけではなく、口頭でお伝えしており、その手段が適切でなかったということであれば、申し訳ありません。</p>
丸山推進委員	<p>決定していない事項を途中の段階で本人に伝えるということがいいのかどうなのかということもあると思っております。そこも検証する必要があると思っております。</p> <p>農地部会で事前協議して、難しいという意見があればそれを踏まえて総会に上程すればいいと思っております。それができない理由は何なのか。</p>
嶋川農業委員	<p>〇〇さんと〇〇〇さんの案件については自分も聞いております。農地の移動については譲り受けたものが耕作できるかどうかということが一番だと思います。現地を確認した非農地にする部分については所有権移転の許可が必要ないと理解しております。ただ、耕作農地については承認する前提となる条件が欠けているということで私は解釈しております。譲り受けられる方が、耕作できるという状況が見えるのであれば、農業委員会として承認すべきと理解しております。</p>
倉光推進委員	<p>基本的に文書で申請があつて、農業委員会が受理している、農業委員会総会にかけるとか、かけないかの判断は農地部会でできると思っております。農地部会の判断でダメということになれば、農業委員会総会にかけると必要もなくなるということになると思っております。</p> <p>文書で申請があつたものについては文書で回答しないといけないと思っております。農地部会で決まったということをお文書で回答しないといけないと思っております。</p>

丸山推進委員	<p>倉光推進委員のお話に疑問がある部分があります。</p> <p>法に基づいて会長宛に申請が出ている。それを部会でダメだという意見が出たとしても、部会長の名前で回答をすることはできないと思います。部会で意見を踏まえて、総会に上程しないといけないと思います。上程せずに保留にしている理由がわかりません。総会で審議すればいいのではないのでしょうか。以前より部会の位置付けはそういった扱いだから部会での返事でいいというわけにはいかないと思います。</p>
高橋事務局長	<p>事務の流れについては丸山推進委員の仰られる通りのだと思っております。本来事務局で承認できるかどうかということはある程度精査したうえで部会や総会に上程させていただき、審議させていただきやり方が通例だと思っております。まず、申請者からの相談、協議の中で、農地の権利移動について適正かどうか仕分けをさせていただき、その中で、適正でないという判断をした場合に事務局から回答すればよいと思っております。部会や総会で差戻されるということはおかしいと思っております。内容的に不備がある場合には申請者の方に事務局から返答をさせていただければよいと思っております。</p>
丸山推進委員	<p>自分は事務の処理について適正でないと思っております。申請書を受理したものを事務局が良い、悪いを判断するのはおかしいと思っております。</p>
高橋事務局長	<p>説明が不足しておりました。受理の前段での事前協議だと考えております。その他の案件についても同様ですが、ある程度許可が通るものを提出していただくようにしております。事務局で整理し、総会に上程できるであろうというものを正式に申請していただき、受理をしております。そこから委員の皆様にお伝えしております。事前協議の段階でしっかり精査をする必要があると思っております。</p>
議 長	<p>丸山推進委員から議案4号の質問で、農地法3条申請があった際、受けられる方の情報を提供してほしいという要望がありました。総会資料に添付してある農業経営状況等のような様式の「農地を受ける者の農業経営の状況等」を作成していただき添付していただけるとわかりやすいと思います。</p>
福田職務代理	<p>現在町内でも地主が農業をせず、法人が農地を借り受けていると思いません。地主が亡くなり、贈与（相続）した場合、証明が難しいのでは。</p>
高橋事務局長	<p>農地の売買や贈与の場合は昨年4月に農地取得の下限面積の要件が撤廃され、多様な農地の活用ということで制度改正がありました。しかし、面積の要件が撤廃されただけで、その他の要件についてはこれまで通り、変更はありません。従いまして、新たに農地を取得し農業をされる方については経営計画等の提出が必要になってくると思っております。その要件を満たすことができない場合は農地の権利移動ができません。そのあたりを十分に審査する必要があると思っております。まずは計画を立てていただく必要があると考えております。将来的にやむを得ない理由で小作に出されることもあると思っております。</p>

	議 長	<p>農地の権利移動については、農業経営計画を踏まえて処理していただきたいと思います。</p> <p>その他協議事項がありますか。無いようですので、次に移ります。事務局をお願いします。</p>
そ の 他	高橋事務局長	<p>3月は年度替わりの人事異動が行われます。内示は出ておりませんが、事務局長である私が異動になった場合には3月29日（金）に臨時総会をさせていただきたいと考えております。参集範囲につきましては農業委員のみで、推進委員の皆様は省略させていただき、町長のスケジュール調整もありますので、時間は未定です。職員の異動の場合には翌月総会での報告でお知らせさせていただきたいと思います。</p> <p>次に、相続登記のセミナーについてです。4月上旬に計画を進めるため鳥取県司法書士会と調整中です。相続登記の義務化については農地だけでなく、山林、宅地等もかかわる分野ではありますが、農業委員会としてもかかわるところもありますので、相続登記の相談会を計画しております。</p> <p>また、来年度ではありますが、農業委員、推進委員の皆様3年目になります。これまでも研修を行っていますが、来年度の研修について、先般研修委員会で協議し、予定として、6月12日から19日の期間で一泊二日の研修を計画しております。遊休農地、農作物等先進的な取組事例について研修を行いたいと考えております。</p> <p>2月22日に鳥取県農業委員会会長会、事務局長会の研修会が行われ、情報提供がありましたので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>令和6年度の予算編成方針資料を配布させていただきました。こちらはホームページにも掲載されております。内容をご確認いただきたいと思います。事業の見直し等もありますので、ご承知おきいただきたいと思います。</p> <p>情報提供ですが、水張り5年ルールの畑地化促進事業についてです。農業再生協議会から来年度の作付け計画について2月に資料を配布しております。その中に来年度の水張り、畑地化転換の意向確認について書類を配布しております。要件についてはこれまでの内容とほとんど変わりませんが、農家の皆様の意向を確認し、県に要望を上げていくということです。この取り組みについて届出、相談等受けているということです。細かい詳細が決まりましたら、また情報提供させていただきたいと思います。以上です。</p>
	主 事	<p>次回総会は、令和6年4月10日（水）午前9時から開会予定です。ご予定をお願いいたします。</p> <p>総会終了後、農地部会を第3会議室で行います。石見西、山上、日野上地域の案件がありますので、担当地区の皆さんはお集まりください。</p>
	議 長	<p>皆さんからその他ありますでしょうか。</p> <p>（6番 塩見農業委員挙手）6番 塩見農業委員。</p>
	塩見農業委員	<p>農業者年金部会から報告をさせていただきます。事務局で、リストを作っていた中で、加入対象者に促進活動を行いました。日南町は対象</p>

		者が少なく、各地域の農業者については各地域の農業委員の皆様のほうが詳しいと思いますので、情報提供していただき、推進活動にご協力をお願いします。
閉 会	議 長	皆さんからその他ありますでしょうか。 無いようですので、以上を持ちまして令和5年度第12回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和6年 月 日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委 員

日南町農業委員会 委 員